

欠 席 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号	
学 科	学年
氏 名	

私は、下記により欠席します（した）ので、お届けします。

記

1 期 間

年 月 日 から 年 月 日まで 日間

2 理 由

(公欠に該当する場合、該当するものにチェックしてください。)

- (1) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合又は感染している恐れがある場合
- (2) 交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合
- (3) 災害等により、通学不能となる場合
- (4) 配偶者又は 3 親等以内の親族が死亡した場合
- (5) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (6) その他学長が必要と認める場合

3 履修科目及び担当教員

月 日	曜 日	時 限	科 目 名	担 当 教 員

欠席届の提出が必要な場合・・・次のいずれかに該当する場合。

- ・ 病気その他の理由により 3 日以上連続して欠席する場合。病気による欠席が 7 日以上にわたるときは、医師の診断書を添付すること。
- ・ 公欠に該当する場合。「特別な事由による欠席に関する取扱い」に定める書類を添付すること。

(裏面)

「特別な事由による欠席に関する取扱い」 抜粋

(公欠及び該当する事由)

第1条 この取扱いにおいて、公欠とは、本学が認める一定の事由によりやむを得ず授業を欠席した場合、欠席としないものをいう。

2 本学の学生が、次の各号の特別な事由によりやむを得ず授業を欠席した場合は、公欠とすることができる。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染している恐れがある場合
- (2) 交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合
- (3) 災害等により、通学不能となる場合
- (4) 配偶者又は3親等以内の親族が死亡した場合
- (5) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (6) その他学長が必要と認める場合

(公欠の期間及び必要書類)

事由	期間	必要書類
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症(※)に罹患した、又は感染している恐れがある場合	医師の診断書等に記入されている出席停止期間	医療機関発行の診断書又は治療証明書等
交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合	当該交通機関が運転を再開するまでの期間	交通機関が発行する証明書
災害等により、通学不能となる場合	通学が可能となるまでの期間	罹災証明書等
配偶者又は3親等以内の親族が死亡した場合	配偶者：連続した7日以内 1親等の親族：連続した7日以内 2親等の親族：連続した3日以内 3親等の親族：1日	「会葬御礼」等、通夜や葬儀の日程がわかるもの
裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判所から指定された期間	裁判所からの通知書
その他学長が必要と認める場合	学長が必要と認めた期間	必要性が判断できる書類

※ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症

(感染症の種類)

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
 - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

新型コロナウイルス感染症は、第18条第2項に定める第一種の感染症とみなされます。